

感推第576号
令和5年10月26日

一般社団法人岐阜県医師会長
一般社団法人岐阜県病院協会会長 } 様

岐阜県健康福祉部感染症対策推進課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金交付要綱
の一部改正について（通知）

標記交付要綱について、別添のとおり一部改正しましたので通知します。
貴会におかれては、会員等に対し広く周知していただきますようお願いいたします。
なお、本補助金に係る募集案内等については、別途通知しますのでご承知おきください。

担当課	岐阜県健康福祉部感染症対策推進課 医療・検査体制対策室 検査対策係		
担当係長	今西	担当者	小西
電話	058-272-1111（内線 3348）		
FAX	058-278-3550		
E-mail	cl1237@pref.gifu.lg.jp		



岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>第1条 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が指定した外来対応医療機関であって、<u>令和6年3月31日までに新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む。）を診療した実績がある開設者とする。</u></p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更及び個人防護具に係る補助対象期間の確定による減額</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7条から第14条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則</p> <p>1 <u>この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金（令和5年10月1日以後に開始した補助対象事業に係るものに限る。）から適用する。</u></p> <p>2 <u>令和5年度分の予算に係る補助金に係る第8条第3項の規定の適用については、同項中「、補助対象事業の完了の日」とあるのは、「、補助対象事業の完了の日（規則第5条の規定による交付の決定前に補助対象事業が完了している場合においては、当該交付の決定の日）」とする。</u></p>	<p>第1条 略</p> <p>(補助事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、知事が指定した外来対応医療機関であって、<u>令和5年9月30日までに新型コロナウイルス感染症患者（疑い例を含む。）を診療した実績がある開設者とする。</u></p> <p>第3条から第5条まで 略</p> <p>(補助金の交付の条件)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 規則第6条第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 規則第6条第1号の軽微な変更 補助対象経費の20%以内の変更</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>第7条から第14条まで 略</p> <p>附 則 略</p>

(新)				(旧)			
別表(第4条関係)				別表(第4条関係)			
補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額	補助対象経費	基準額	補助率	補助金の額
次に掲げる設備の購入費及びリース料	1 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	10分の10	設備の単位ごとに、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の範囲内	次に掲げる設備の購入費及びリース料	1 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	10分の10	設備の単位ごとに、補助対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)の範囲内
1 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	1施設当たり 905,000円			1 HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。)	1施設当たり 905,000円		
2 HEPAフィルター付パーテーション	2 HEPAフィルター付パーテーション			2 HEPAフィルター付パーテーション	2 HEPAフィルター付パーテーション		
3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	1台当たり 205,000円			3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)	1台当たり 205,000円		
4 簡易ベッド				4 簡易ベッド			
5 簡易診療室及び付帯する備品	3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)			5 簡易診療室及び付帯する備品	3 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)		
※1 令和2年4月1日から令和5年9月30日まで	1人当たり 3,600円				1人当たり 3,600円		
に本要綱(令和5年5月26日改正前の「岐阜県感染症外来協力医療機関設備整備費補助金交付要綱」を含む。)による補助を受けた事業者にあつては、3の個人防護具に限る。	4 簡易ベッド 1台当たり 51,400円				4 簡易ベッド 1台当たり 51,400円		
※2 3の個人防護具にあつては、「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」(令和5年9月15日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)で定める対象期間内に使用されたものに限る。	5 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認められた額				5 簡易診療室及び付帯する備品 知事が必要と認められた額		

(新)

(旧)

第6号様式(第8条関係)

第6号様式(第8条関係)

番 号
年 月 日

番 号
年 月 日

岐阜県知事 様

岐阜県知事 様

住所
補助事業者名
開設者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

住所
補助事業者名
開設者役職・氏名
担当者氏名
電話番号

年度岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金事業実績報告書

年度岐阜県新型コロナウイルス感染症外来対応医療機関設備整備費補助金事業実績報告書

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

このことについて、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

記

1 精算額 金 円

1 精算額 金 円

2 経費所要額精算書(別紙のとおり)

2 経費所要額精算書(別紙のとおり)

3 添付書類

3 添付書類

(1) 設備整備事業関係

(1) 設備整備事業関係

- ・納品書、請求書及び領収書の写し等
- ・設置後の写真(个人防护具を除く。)
- ・記録簿(个人防护具に限る。)

契約書の写し、検取調書の写し等

(2) 新型コロナウイルス感染症患者を診察した実績がわかる資料(G-MISで確認できる場合は不要)

(2) 新型コロナウイルス感染症患者を診察した実績がわかる資料(G-MISで確認できる場合は不要)

(3) その他参考となる書類

(3) その他参考となる書類